



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

(省令)

○独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令  
(財務・経済産業二)

○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特定計量器検定検査規則の特例に関する省令  
(経済産業五二)

○ガス事業会計規則等の一部を改正する省令 (同五三)

(告示)

○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特定計量器検定検査規則の特例に関する省令の規定に基づく経済産業大臣が定める期間を定める件 (経済産業一一一)

○ガス事業会計規則等の規定に基づく事由及び経済産業大臣又は経済産業局長が定める期間を定める件 (同一一二)

省令

○財務省令第二号  
経済産業省令第二号

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第三十八条第一項及び第四項の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。  
令和二年五月二十九日

財務大臣 麻生 太郎  
経済産業大臣 梶山 弘志

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

令(平成十六年財務省令第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

	改正後	改正前
	<p>(財務諸表)</p> <p>第九条 産業基盤整備業務に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。</p>	<p>(財務諸表)</p> <p>第九条 産業基盤整備業務に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。</p>
	<p>第十条・第十一条 [略]</p>	<p>第十条・第十一条 [略]</p> <p>第十一条の二 産業基盤整備業務に係る通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。</p>
備考	表中の「」の記載は注記である。	

附則

(施行期日)

1 この省令は、令和二年六月一日から施行する。

2 この省令による改正後の独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令第九條の規定及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令第十一條の二を削る改正規定は、令和二年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三號)第三十八條第一項に規定する財務諸表をいう。以下この項において同じ。)及び独立行政法人中小企業基盤整備機構に係る独立行政法人通則法第三十八條第四項の主務省令で定める書類(以下この項において「財務諸表等」という。)について適用し、同日前に開始した事業年度に係る財務諸表等については、なお従前の例による。

○経済産業省令第五十二号

計量法(平成四年法律第五十一号)を実施するため、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特定計量器検査規則の特例に関する省令を次のように定める。

令和二年五月二十九日

経済産業大臣 梶山 弘志

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特定計量器検査規則の特例に関する省令

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、この省令に特段の定めのない限り、計量法及び特定計量器検査規則(平成五年通商産業省令第七十号。以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

(特定計量器に係る検定証印等及び装置検査証印の有効期間の特例)

第二条 経済産業大臣は、特定計量器(検定証印等が付されているものに限り、又は使用に供するために所持する者が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。次項において同じ。)等の影響により生じた事由により検定を受けることができないと認めるときは、期間を定めて、当該特定計量器が次の各号のいずれにも適合するものとみなす旨を公示することができる。

一 その構造が規則第六條で定める構造に係る技術上の基準に適合すること。

二 その器差が規則第十六條第二項で定める検定公差を超えないこと。

三 経済産業大臣は、車両等装置用計量器(装置検査証印が付されているものに限る。)を使用し、又は使用に供するために所持する者が、新型コロナウイルス感染症等の影響により生じた事由により装置検査を受けることができないと認めるときは、期間を定めて、当該車両等装置用計量器が規則第二十二條第一項で定める技術上の基準に適合するものとみなす旨を公示することができる。

前二項の公示があつた場合において、経済産業大臣が定める期間の間は、特定計量器に係る検定証印等及び装置検査証印は、その有効期間の満了後も、なおその効力を有する。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第五十三号

ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)及び関係法令の規定に基づき、ガス事業会計規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月二十九日

経済産業大臣 梶山 弘志

ガス事業会計規則等の一部を改正する省令

(ガス事業会計規則の一部改正)

第一条 ガス事業会計規則(昭和二十九年通商産業省令第十五号)の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(財務計算に関する諸表の提出)</p> <p>第十四條 一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者又はガス製造事業者は、当該事業者の事業年度経過後三月以内に法第五十九条第二項、法第八十三條第二項又は法第九十五条第二項の規定による提出を行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内にこれらの項の規定による提出を行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に提出を行わなければならない。</p> <p>254 [略]</p>	<p>(財務計算に関する諸表の提出)</p> <p>第十四條 一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者又はガス製造事業者は、当該事業者の事業年度経過後三月以内に法第五十九条第二項、法第八十三條第二項又は法第九十五条第二項の規定による提出を行わなければならない。</p> <p>254 [略]</p>
<p>(電気事業会計規則の一部改正)</p> <p>第二条 電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号)の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	
<p>(財務計算に関する諸表の提出)</p> <p>第三十九條 法第二十七條の二第二項(法第二十七條の十二及び第二十七條の二十九において準用する場合を含む。)の規定による提出をしようとする電気事業者は、第三條の規定により作成した財務計算に関する諸表を当該事業者の事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に同項の規定による提出をすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に提出しなければならない。</p>	<p>(財務計算に関する諸表の提出)</p> <p>第三十九條 法第二十七條の二第二項(法第二十七條の十二及び第二十七條の二十九において準用する場合を含む。)の規定による提出をしようとする電気事業者は、第三條の規定により作成した財務計算に関する諸表を当該事業者の事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。</p>

(電気事業託送供給等収支計算規則の一部改正)  
 第三条 電気事業託送供給等収支計算規則(平成十八年経済産業省令第二号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(収支計算書の公表等)                      第四条 事業者は、当該事業者の事業年度経過後四月以内に法第二十二條第二項の規定による公表をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に同項の規定による公表をすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に公表をしなければならぬ。</p>	<p>(収支計算書の公表等)                      第四条 事業者は、当該事業者の事業年度経過後四月以内に法第二十二條第二項の規定による公表をしなければならない。</p>
2・3 [略]	2・3 [略]

(みなし小売電気事業者部門別収支計算規則の一部改正)  
 第四条 みなし小売電気事業者部門別収支計算規則(平成二十八年経済産業省令第四十五号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(部門別収支計算書の提出)                      第四条 事業者は、旧法第三十四條の第二項の規定による提出をしようとするときは、第二条の規定により整理した様式及び前条に規定する証明書を当該事業者の事業年度経過後四月以内に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に同項の規定による提出をすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に提出しなければならない。</p>	<p>(部門別収支計算書の提出)                      第四条 事業者は、旧法第三十四條の第二項の規定による提出をしようとするときは、第二条の規定により整理した様式及び前条に規定する証明書を当該事業者の事業年度経過後四月以内に提出しなければならない。</p>

(ガス事業会計規則の一部改正)  
 第五条 ガス事業会計規則の一部を改正する省令(平成二十九年経済産業省令第十八号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附則                      第四条 [略]                      2 [略]                      3 旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、前項の資産額報告書及び収支計算報告書を、毎事業年度経過後三月以内に指定旧供給地点を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内にこれらの報告書を提出することが困難であるときは、当該経済産業局長が当該事由を勘案して定める期間内に提出しなければならない。</p>	<p>附則                      第四条 [略]                      2 [略]                      3 旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、前項の資産額報告書及び収支計算報告書を、毎事業年度経過後三月以内に経済産業局長に提出しなければならない。</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	備考 表中の「」の記載は注記である。

附則  
 この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○経済産業省告示第百二十一号  
 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特定計量器検査規則の特例に関する省令(令和二年経済産業省令第五十二号)第二条第一項及び第二項の規定に基づき、同項の経済産業大臣が定める期間を次のように定める。  
 令和二年五月二十九日  
 経済産業大臣 梶山 弘志

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特定計量器検査規則の特例に関する省令(令和二年経済産業省令第五十二号)第二条第一項及び第二項の規定に基づく経済産業大臣が定める期間は、計量法(平成四年法律第五十一号)第十六條第一項第三号の検定証印等及び同法第七十五條第二項の装置検査証印の有効期間の満了する年月が、令和二年四月から同年七月までのものは、それぞれの当該年月から六月間とする。

附則  
 この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第百二十二号

ガス事業会計規則(昭和二十九年通商産業省令第十五号)第十四條第一項、電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号)第三十九條、電気事業託送供給等収支計算規則(平成十八年経済産業省令第二号)第四條第一項、みなし小売電気事業者部門別収支計算規則(平成二十八年経済産業省令第四十五号)第四條、ガス事業会計規則の一部を改正する省令(平成二十九年経済産業省令第十八号)附則第四條第三項、みなしガス小売事業者部門別収支計算規則(平成二十九年経済産業省令第二十一号)第四條第一項及び第七條並びにガス事業託送供給収支計算規則(平成二十九年経済産業省令第二十二号)第八條第一項(同規則第十條において読み替えて準用する場合を含む)の規定に基づき、各条項の事由及び経済産業大臣又は経済産業局長が定める期間を次のように定める。  
 令和二年五月二十九日  
 経済産業大臣 梶山 弘志

1 事由

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

2

経済産業大臣又は経済産業局長が定める期間  
次に掲げる期間が令和二年五月三十一日から七月三十一日までの間に終了する者は、当該期間を三月間延長する。

一 ガス事業会計規則第十四条第一項の規定により財務計算に関する諸表の提出を行わなければならない期間

二 電気事業会計規則第三十九条の規定により財務計算に関する諸表を提出しなければならない期間

三 電気事業託送供給等収支計算規則第四条第一項の規定により収支計算書の公表をしなければならない期間

四 みなし小売電気事業者部門別収支計算規則第四条の規定により部門別収支計算書等を提出しなければならない期間

五 ガス事業会計規則の一部を改正する省令附則第四条第三項の規定により資産額報告書及び収支計算報告書を提出しなければならない期間

六 みなしガス小売事業者部門別収支計算規則第四条第一項及び第七条の規定により部門別収支計算書等の提出を行わなければならない期間

七 ガス事業託送供給収支計算規則第八条第一項（同規則第十条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により託送収支計算書等の公表をしなければならない期間

附則

この告示は、公布の日から施行する。

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所 〒一〇五八四四五  
東京都港区虎ノ門三丁目  
電話 03 3587 4294  
価 本一カ月一六四一円未休一、五〇〇円  
部 一四三円未休 一三〇円